

先生各位

検体検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

この度、2024年(令和6年)11月29日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発1129第8号」により、下記の検査項目に検査実施料の新設および留意事項の一部変更が通知されましたので、ご案内いたします。

謹白

記

● 適用日 2024年(令和6年)12月1日から適用

● 新規保険収載

検査項目	保険点数
抗GM-CSF抗体	1380点
FGFR2融合遺伝子標本作製	7824点

● 保険収載内容 一部変更

検査項目	保険点数
TARC(薬剤性過敏症症候群)	179点

● 新規保険収載

検査項目	抗GM-CSF抗体
診療報酬 点数表区分	「D014」自己抗体検査「43」
保険点数/判断料	1380点(460×2×係数150/100) / 免疫学的検査判断料(144点)
留意事項	(31)抗GM-CSF抗体は、自己免疫性肺胞蛋白症が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により測定した場合に、区分番号「D014」自己抗体検査の「43」抗GM1lgG抗体、抗GQ1blgG抗体の所定点数2回分を合算した点数を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数150/100を乗じ算定する。なお、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。

※受託未定

検査項目	FGFR2融合遺伝子標本作製
診療報酬 点数表区分	「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製
保険点数/判断料	7824点(6520×係数120/100) / 病理判断料(130点)
留意事項	～(略)～ (2)FGFR2融合遺伝子標本作製は、治癒切除不能な胆道癌患者を対象として、FGFR阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法(Break-apart法)により遺伝子標本作製を行った場合に、本区分のALK融合遺伝子標本作製を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数120/100を乗じ算定する。なお、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度とする。

※受託未定

裏面へ続く

● 保険収載内容 一部変更 下線太字部分が変更されました。

検査項目	TARC（薬剤性過敏症症候群）
診療報酬 点数表区分	「D015」血漿蛋白免疫学的検査「18」
保険点数/判断料	179点 / 免疫学的検査判断料（144点）
留意事項	<p>(6) 「18」のTARCは、以下のいずれかの場合に算定できる。</p> <p>ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合に、月1回を限度として算定できる。</p> <p><u>イ 薬剤性過敏症症候群が疑われる患者に対し、当該疾患の鑑別診断の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合に、一連の治療につき1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から一連の治療につき2回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p>ウ COVID-19と診断された患者（呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。）の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。</p>

※受託未定